

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

## 伴走支援型特別資金

(新型コロナウイルス感染症により事業に影響を受けた中小企業者のための融資)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、早期に経営の改善を図ることを目的とした国の保証制度を活用し、「伴走支援型特別資金」を設けております。

なお、ご利用の際には市町村の認定書が必要となりますので、最寄りの金融機関へのご相談と併せて、事業所のある市町村の商工担当課にお申込みください。

### <伴走支援型特別資金>

■ 対象者：県内に事業所を有する中小企業者

：次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画（以下「計画」）を策定した者

- (1) セーフティネット保証4号による認定を受けた者（新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。）
- (2) セーフティネット保証5号による認定を受け、かつ次のいずれかに該当する者
  - ① 売上高等減少率が15%以上である。
  - ② 売上高等減少率が15%未満のものにあつては、最近1か月間に対応する前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している。
- (3) 次のいずれかに該当する者
  - ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して15%以上減少している。
  - ② 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少し、かつ前年同月の売上高が令和2年1月29日時点における直近の決算の月平均売上高等と比較して15%以上減少している。

■ 融資限度：運転資金、設備資金 **6,000万円**（併用時は6,000万円限度）

■ 融資期間：一括返済の場合 1年以内とする。

：分割返済の場合 10年以内（据置期間は5年以内）とする。

■ 返済方法：一括返済、分割返済

■ 融資利率：固定 年1.5%以内

■ 保証料率 必ず信用保証協会の保証付きとなります。

- ・ (1) 及び (2) の場合

：借入金額に対し、0.85%とし、0.65%に相当する額を国が補助

- ・ (3) の場合

：借入金額に対し次の表に定める料率を適用することとし、同表の下欄に掲げる率に相当する額を国が補助。

<保証料率及び補助率>

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
国 保証料補助率	0.75%	0.75%	0.70%	0.65%	0.55%	0.50%	0.40%	0.30%	0.25%

※経営者保証免除対応の場合、各保証料率及び補助率に0.20%を上乗せする。

※条件変更保証料は、補助対象外です。

■ 担 保：審査により必要になる場合があります。

■ 保 証 人：原則、法人代表者以外は不要

■ 取扱期間

(1) セーフティネット保証4号：令和4年6月30日融資実行まで

(2) セーフティネット保証5号：令和4年7月31日融資実行まで

(3) 一般保証：令和5年3月31日融資実行まで

■ 申込み先：県内の金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合）

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

<問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。